

議案第 6 5 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中10の項を11の項とし、3の項から9の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3	法第43条第2項第1号の規定に基づく道に接する建築物の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
---	--	-------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。